

第十三回 参議院通商産業委員会会議録 第四十五号

昭和二十七年六月十日(火曜日)午後二時一分開会

出席者は左の通り。

委員長

竹中 七郎君

理事

結城 安次君

委員

栗山 良夫君

中川 以良君

加藤 正人君

小松 正雄君

島 境野 清雄君

西田 隆男君

石川 清一君

國務大臣
通商産業大臣

高橋龍太郎君

政府委員
通商産業省通
商機械局長

佐枝 新一君

資源庁炭政局長

大山 隆君

資源庁炭政局
開発鉱業課長兼
第二課長

中島 征帆君

常任委員
林 誠一君
会専門員
山本友太郎君
会専門員
小田橋貞寿君

本日の会議に付した事件

- 派遣議員の報告
- 臨時石炭鉱害復旧法案(内閣送付)
- 航空機製造法案(内閣送付)
- 本委員会の運営に関する件

○委員長(竹中七郎君) 只今より通商
産業委員会を開きます。

臨時石炭鉱害復旧法案を議題といた

します。先づ派遣議員の報告を求めま

す。島委員。

○島委員 委員長の御指名を頂きました
が、特に現地参加といったしまして小松
委員が同行されましたのでございま
す。五月の三十日より六月の四日まで
の六日間、できるだけ広い鉱害地を見、
多くの関係者の意を聴取して参りました。

視察箇所は、福岡県遠賀郡、嘉穂郡、
鞍手郡、柏原郡の各地、関係炭鉱は高
炭鉱、新入炭鉱、大ノ浦炭鉱、日尾
炭鉱、新入炭鉱、大ノ浦炭鉱、日尾
二十五カ所に亘り各地区ごとに関係者
と懇談会を開き、地元の意見を十二分
に聴取、更に最終日には福岡市におき
まして通産局長の肝入りで関係者との
懇談会を開催し、各方面からの総括的
な意見を聴取して参った次第でござ
ります。

本視察を通じて感じましたことは、
第一点といいたしまして現地の鉱害は我
が東京において想像した以上に
大きかつたことでござります。福岡県
下の鉱害は、最近の調査によります
ば実に一百四億円の巨額に達し、全

社の阻害、或いは人心の不安等は大き
な社会問題となつてゐることをひしひ
しと感じたのでござります。私たち一
人が折尾の駅に着きますと、駅頭は知
れども出迎えを受けまして、被害者
から真先に私たちは切々たる陳情を受
けたのでござります。以後至るところ
豪雨の中、我々一行の来るのを今や遅
しと長時間待ちかねましまして、最後の
視察地に至るまで陳情を聞いて参りま
したが、それは生活上の苦しみから、
又農民本来の土地に対する愛着から、
じみ出たもので、終始本視察を通して
してこの声を聞いて参つた次第でござ
います。が、私たちいたしましては
本問題解決については深い責任と
今後の大きな努力を必要とするであ
るとうとすることを痛切に感じた次第でござ
ります。

第二点は、特別鉱害復旧工事が種々
の困難を克服しつゝ進歩している
事実であります。特別鉱害復旧臨時措
置法制定当時、鞍手郡方面の一面の湖
であった田並びに墓地約三十町歩が完
全な美田になつてゐるのを見たときは
非常に心強く思つた次第でございま
す。その他各地において特別鉱害復旧
工事が熱心に行われて來ましたが、本
法は五年間の臨時立法でありまして、
認定された鉱害の復旧は今日単価の値
上り等の事情で完了されるまでには相
當困難を要し、一部分残ることは火を
賄ふより明らかでございまして、これ

らの鉱害による経済上の損失、公共福
祉の阻害、或いは人心の不安等は大き
な社会問題となつてゐることをひしひ
しと感じたのでござります。私たち一
人が折尾の駅に着きますと、駅頭は知
れども出迎えを受けまして、被害者
から真先に私たちは切々たる陳情を受
けたのでござります。以後至るところ
豪雨の中、我々一行の来るのを今や遅
しと長時間待ちかねましまして、最後の
視察地に至るまで陳情を聞いて参りま
したが、それは生活上の苦しみから、
又農民本来の土地に対する愛着から、
じみ出たもので、終始本視察を通して
してこの声を聞いて参つた次第でござ
います。が、私たちいたしましては
本問題解決については深い責任と
今後の大きな努力を必要とするであ
るとうとすることを痛切に感じた次第でござ
ります。

第三点は、道路、鉄道、河川等の復
旧工事に伴い、附帯工事が完全に行わ
れていませんため、全然鉱害を受けてい
ない場所が、そのために天災地変等の災
害の複合より却つて多くの被害を受け
るようになることもあります。これ
らに対しても何らかの処置がなさるべ
きだと思われたのでござります。

第四点は、非公共事業、いわゆる家
屋墓地等の復旧については、特別鉱害
の分につきましては一応計画的に進め
られておりますが、本法における程
度では果して完全なる復旧がなされる
かどうか、大いに研究さるべき問題だ
と思われました。特に中小炭鉱にし
て加害者不明等の被害については、今
なお悲惨なものがあり、これが復旧に
ついての努力を払うべきと深く感じた
と思います。同時に非公共全般の
問題について適當なる処置を講ずる必
要があるのではないかと思つた次
第でござります。

第五点としまして、本法による不適

その第一点は、本法第二条の公共施設の項目については、学校及びその他公共事業、家屋基地等を含むのでござりまするが、これの復旧については、法案第四十八条の復旧基本計画に準じて、一定の計画を樹立し、計画的に復旧すること、第三点、地方公共団体の負担の免除、第四点、復旧工事完成後における賠償責任の消滅は効用恢復の成った後といえども、この復旧が原状恢復でないことに原因をして、農作物が減収した場合には、鉱業権者の賠償責任は消滅しないこと、及び復旧完成後の賠償期間は三年乃至六年とすること、第五点、復旧不適地の決定については、当該市町村長及びその所有権者、耕作権者の同意を得るようになりますこと以上の五項目でございますが、特に賠償打切と非公共の復旧に対する二点については、これが目的達成について強い要望がございました。

又鉱業権者代表からは、大体次の五項目についての要望がございました。

第一点は、法案、第五十一条の耕地の対価プラス離耕料の決定基準賃貸価格の二千を下らず五千を超えない範囲であるを、もつと引下げるること、第二点、灌漑排水施設の維持管理は事業団が持つこと、第三点、公共施設に対する国補助率を明らかにすること、それは一般災害と同率にすること、第四点、賠償責任問題は原案通りとすること、第五点、非公共事業の復旧措置については、原案通りとすること、以上の五項目でございまして、特に第四点、第五点の修正については、強い反対があり、被害者と全く相対立した形で、両者とも非常に強いものがございました。

その第一点は、本法第二条の公共施設の項目については、学校及びその他公共事業、家屋基地等を含むのでござりまするが、これの復旧については、法案第四十八条の復旧基本計画に準じて、一定の計画を樹立し、計画的に復旧すること、第三点、地方公共団体の負担の免除、第四点、復旧工事完成後における賠償責任の消滅は効用恢復の成った後といえども、この復旧が原状恢復でないことに原因をして、農作物が減収した場合には、鉱業権者の賠償責任は消滅しないこと、及び復旧完成後の賠償期間は三年乃至六年とすること、第五点、復旧不適地の決定については、当該市町村長及びその所有権者、耕作権者の同意を得るようになりますこと以上の五項目でございました。

又鉱業権者代表からは、大体次の五項目についての要望がございました。

第一点は、法案、第五十一条の耕地の対価プラス離耕料の決定基準賃貸価格の二千を下らず五千を超えない範囲であるを、もつと引下げるること、第二点、灌漑排水施設の維持管理は事業団

として、今後の委員会の審査について十分検討さるべき問題だと思います。その他の個々の被害者、地方公共団体立場において以上の五項目に要約されると思いますが、省略をいたします。ともあれ鉱害復旧工事の促進は誰しも望むところであり、地元民は本法律案成立を一日千秋の思いで待っていることをお伝えいたしまして、報告を終ります。

○委員長(竹中七郎君) 報告は終りましたのでございますが、お諮り申上げます。委員長一任となつてしまつたこの法案に関する公聽会は、十六日に決定いたしました、且下公述人の人選中あります。

○委員長(竹中七郎君) 実は先ほど委員長理事会をいたしました、特に安本委員長も御出席願いまして、連合委員会のお話を申上げたのでございましたが、それで本日はこの石炭鉱害、それから航空機製造法案、これをお願ひいたして、明日事業者団体法案、中小企業安定法案、輸出取引法案を連合委員会でお願いしたい。そして十二日は輸出取引法案、航空機製造法案、十三日に、金曜日ですが、石炭鉱害復旧法案、これは先ほど申上げました農林三日の土曜日に中小企業政策の問題、その後十六日、月曜日が石炭鉱害復旧法案の公聽会と、こういうように進めたいくつておるのござります。その点御了承願います。ちよつと速記をお許しいたしたいと思いますが、御異議ございませんでした。

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めまして、さよう取計いたしました。

○委員長(竹中七郎君) 遷記を始めて下さる。

○委員長(竹中七郎君) 議事進行について……。

○栗山夏夫君 議事進行について……。

○委員長(竹中七郎君) 見えております。

○委員長(竹中七郎君) お尋ねです。

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めまして、さよう取計いたしました。

○委員長(竹中七郎君) お尋ねです。

○委員長(竹中七郎君) お尋ねです。

○委員長(竹中七郎君) お尋ねです。

○委員長(竹中七郎君) お尋ねです。

○委員長(竹中七郎君) お尋ねです。

○委員長(竹中七郎君) お尋ねです。

れまして、そうして通産委員会も過日來の経済等の連合委員会によつて若干議事の進行が緩慢になつておる点もありまして、特に難件等について無處理のものもありますから、そういうものも今日一応結末をつけるほうが私はよくはないかと思いますが、その辺を一つ委員長の意見を開きたいと思いまります。

ともあれ鉱害復旧工事の促進は誰しも望むところであり、地元民は本法律案成立を一日千秋の思いで待っていることをお伝えいたしまして、報告を終ります。委員長一任となつてしまつたこの法案に関する公聽会は、十六日に決定いたしました、且下公述人の人選中あります。委員長理事会をいたしました、特に安本委員長も御出席願いまして、連合委員会のお話を申上げたのでございましたが、それで本日はこの石炭鉱害、それから航空機製造法案、これをお願ひいたして、明日事業者団体法案、中小企業安定法案、輸出取引法案を連合委員会でお願いしたい。そして十二日は輸出取引法案、航空機製造法案、十三日に、金曜日ですが、石炭鉱害復旧法案、これは先ほど申上げました農林委員会の委員外質問をお許しして、十四日の土曜日に中小企業政策の問題、それから十六日、月曜日が石炭鉱害復旧法案の公聽会と、こういうように進めたいと思つておるのござります。その点御了承願います。ちよつと速記をお許しいたしたいと思いますが、御異議ございませんでした。

○栗山夏夫君 お尋ねです。

○委員長(竹中七郎君) それで私つきから議事進行の発言をしておるんですが、最終的にやつたほうがすべての議事の進行上よろしいかと思つて、大体審議の方針を一応きめて、そろして発言者等もあれば用意して頂いて、そして最も能率的に行くよくなことを相談しておいて、次回から私は本格的にやつたほうが議事進行上よろしいかと、こう思ふんです。

○委員長(竹中七郎君) 栗山君の御発言に対しまして西田さん何か御意見ありますか。

○西田隆男君 私ばかり言つても……、私は何も、その今日質疑の必要がなければ私がやつてもいいですよ、それは折角調査に行かれたかたが見えておるからね、何だらうと思つて……。

○政府委員(中島征帆君) 予算の点につきましては、秋どもの考え方として、大体法案の構想がまとまりましたときに、一応の計算をいたしました、本年度の公共事業費の中に入れるという目的で以て交渉いたしたのであります。各省ともそれについては勿論賛成でありまして、そうやつてもらいたいという意向が一致しておりますが、これに対して大蔵省の意見としては、す

でにそのときには一般の公共事業の予算はすでにもうきまつておりましたし、更にこれにあとから追加するということは非常にむずかしい点と、それから法案の内容そのものが果してまだどういうふうになるか、これは審議の結果を持たなければわからないということは基本的な問題がありますほかに、全体の鉱業権者の負担金、又これに見合う国及び地方団体の補助金の額、それから国及び地方団体のそれべつの分担割合、こういった点につきまして、法案が成立されるまでには決定的な線が出ていなかつた。従つてこれを予算化するということが、そういう計算上の関係で確定しがたいといふことが一つの理由、それからいま一つ理由といだしましては、すでにその当時まできまつておりました公共事業費予算の中でも、若干は当然各省主務官庁としてはそれぐ事業計画があるわけですから、その事業計画の中には一般鉱害の復旧に関する工事もあるわけですから、だからこの法律が施行になつてから、その事業計画が全然工事ができないと、いふことはならないはずだ、こういうふうな大蔵省の御説明もありまして、それに対しまして、各省はもうすでにきまつておる予算に対しましては、別のはうの見地からそれぞれ計画を組んでおるので、この新らしい一般の鉱害の問題についてはなかなか出しにくく、全然相反した意見がありまして、その点は一致いたしましては、やはり法案が未決定だとおりませんでしたけれども、結局そういうふうないきさつから我々といたしましては、やはり法案が未決定だと、いうことと、内容の点につきましてお數字的に検討をする点が残つてい

る。こういう点からいたしまして、内容が確定次第、補正予算で必ず本年度分は計上してもらおう。来年度以降につきましては問題はございませんが、本年度の問題でござりますが、そういうふうな意図を以て一応先に延ばしたわけあります。

それからいま一つ考えるべき点は、この法案が成立いたしましたも、鉱害復旧事業団が成立するまでには、やはり法案の施行後、法律の施行後一月或二ヶ月かかりますが、鉱害復旧事業団が成立しましてから、そこで陣容を立てなければならぬわけであります。それでともかくも本年度は第一年度でありますし、相當に慎重な調査も要しますので、復旧計画の確定までに或る程度の期間が必要である。そりいたしますと、いうと、実際に本年度で工事にかかるのは、相当秋の暮り或いは冬の初めということになりますして先になるのではないか。そういうことを考えますといふと、本年度の復旧事業費といふものは、平年度に比べまして三分の一とか、四分の一程度以上には出で得ないのだ。そりいたしますと、その程度のものであれば、これは補正予算の機会におきましては、勿論我々としても十分取り得るというふうな確信も加えまして、一応補正予算までそれでは延ばさうということで延びたような恰好になつております。

○政府委員(中島征帆君) これは正真正銘の衆議院の委員会におきまして、計局長がおられましてその点を念を押されたのであります。事務当局としては果して補正予算がきまるかどうかについてはそういうことは引受けかねるというような答弁でありました。表面的な問題は別といたしましても、実際的正予算が問題になれば我々としても何か食いつかなければならんと思うております。

○西田蔭男君 補正予算を組まなければ、この法律が通つても来年の三月三十一日までには事業はできんことになるわけですね。補正予算が若しくはまらないとも、この条文を読まなくてははつきりしないのですが、事業団とのものが事業の継続、事業に着手ができるというようなふうにこの条文になつておれば別でありますけれども、とにかく読んで見て解釈できないのですが、補正予算に組まれなければ、この法律は通つても復旧事業団は、これは仕事はできないといふやになるのですか。

○政府委員(中島征帆君) 復旧工事が、すべて今後の事業計画の内容につきましては、すべて公共事業にひつかつておりますので、従つて公共事業予算がつかない限りは、借入金だけでは実際問題として事業はできないわけであります。おつやる通りに仮に補正予算においても全然つかないということになりますと、本年度は計画を慎重に立てるということ以外に事業としましては進展しないことになるわけです。

○西田隆男君 そういうことであ
ば、衆議院の予算委員会で主計局長
補正予算に組むということを確約は
なかつたというよしな、今御説明がな
つておりますが、資源庁としては少
とも主計局長が予算に計上するのだと
いうことで確約を委員会でするよ
うに、大蔵省と折衝をされなければ私
にいかんと思うのですが、私はこの
法律の審査の過程においていろいろ
申上げたことは、いろいろな経費を
だん／＼殖えて行くのだ。だから予算
に組まれないということがあつては困
る申上げたことは、いろいろな経費を
だん／＼殖えて行くのだ。だから予算
に組まれないということがあつては困
る。だから今のうちに法律を出して置
いて、そうして予算を確保するように
して行かなければならんということを
主計局長に随分言つたつもりですが、
議員立法であつてさえも予算を明記し
ておるのに、こういうような重要な内
容を持つた法律案で、まだ補正する場
合があつても、その補正の場合におい
てすら予算を確保するといふことがは
つきりされてないということでは、こ
れは私は実際いかんと思うのですが、
勿論この委員会でもそれは大蔵省と質
疑応答はやりましようけれども、その
点はあなたがた委員会にお出かけにな
る前に、もう少し大蔵省と喧嘩別れに
ならん程度の事前交渉というか、何か
はやはり主務官庁としてしておかれな
ければならんと思うのですが、大臣もあ
る見えておるようですから、大臣の御協
力を求められて、それだけはしておか
れなければ、法律は出しておいて、金
がなければできないのだというよしな
やりつ放しのことと、これはいいので
すか。その点は一つここで公聴会でも
済んで審議に入る前に、もう一通あ
たの力でできなければ、大臣がおられ

るのですから、大臣と大臣との間で
でもして、少くとも経営者と、被害
の安心の行くような、必ず補正をす
といふだけの言質を取つておいても
いたいということを、これを一つ今
お願ひをしておきたい。
もう一点お聞きをしたいのは、こ
法律では期間が十カ年の臨時措置だ
こういふらうな大体構想で条文が書
れています。鉱業法審査
過程においては、十カ年などといふ
時間が限定されるといふような感覚は
我ちつとも持つておりません。而も現
時的なものであるという感覚もあ
とも持つてない。という理由は、そ
理由は、鉱業法に書いてあるように、
鉱業権は一切国家のものだ。それを賣
が或る特定の人に権限を与えるのだ。
その人が若し復旧ができなかつた場合
には国が責任を持つのが当然ではない
か。こういう立論の根拠に基いて鉱業
法審査の過程においてはこの法律が論
議されたということが一つ、それから二
つは、この鉱業法の損害賠償、
金銭賠償のあの規定だけでは、今起き
ている鉱害は勿論のこと、これから起
きるであろう鉱害も補償するに万全で
ない。従つてこの鉱業法の損害賠償の
規定を補うに足るよな何らかの立法
をして行かなければならんのじやない
か。こういうことが論議になつて私は
審議会が作られたのじやないか。私は
さようによ了承しております。ところが
局長のこの前の提案理由の説明を聞き
ますと、今起きておる被害の復旧ので
きていないものだけを、これを対象と
して復旧する。今後発生する被害は、
年間に四億円程度だから、鉱業法の規
定に言う損害賠償の規定で十分に復旧

話者らるるの、かの期我臨つての・國一古い論語うと起る。

四

されるという前提に立つて、この法律案を考えておられると、私はそう受け取れる。幸いにして年間に起る被害は四億円程度であつて、あの鉱業法の金銭賠償の規定で十分に鉱害が補償さればこれは幸いと思うのです。それには私は非常な疑問がある。従つて若し鉱業法の規定による損害賠償の規定で満足な復旧が不可能であるとした場合においては、当然これを補う、これと同じような性質のものがなければ、鉱害の復旧といらうものは年を重ねるに従つて、ますゞ大きくなつて行くという結果を招く。そこでこれから一応十カ年と切つておりますが、十カ年でいいと思いますが、基本的な考え方をそういうふうな考え方で、私たちは鉱業法の審査の過程において政府に要求をした。従つて賠償が若しきなかつた場合は鉱業法を改正するか、若しくはこういうような補助立法といつてはおかしいですが、こういふうな足りないところを補う法律によつて、鉱害の復旧ということを完全にして行くかという、この二つの道しかないと思う。この前の提案理由の説明を聞いておりますと、そういうふうな考え方でなくして、ただ今起きておる被害を復旧するというために、十カ年の日限を切つて、年々十何億を出して行ければ、十カ年で現在起きている被害は復旧できる、こう局長は断言されたのですが、この点を今日はつきりしてもらわなくともいいのですが、どうせこれは問題になると思うのですが、もう少し資源庁としては今私の言う二つの問題のどちらを基本的に考えるか、それとの法案の審議の過程においては非常に重要な問題だと思いますから、資源庁として

○政府委員(中島征帆君)　只今の点は最も基本的な問題であります。この前御説明申上げましたように、この法律は一応目前の堆積している、累積している鉱害の復旧ということに重点を置いております。その後において年々四億ずつ起きるということが、この前解決されるというふうな言葉で言つたかと思ひますけれども、それは現在のものが片付けは必ず復旧されるといふには参らないと思います。と申しますのは、現在の鉱業法自体が復旧原則ではありませんので、ただ鉱業法の金銭賠償の原則から言つても円滑に行けるはずだ、そのうちでは復旧される部分も相当ある、こういうような意味で申上げたわけでございます。従つて今日ありますものが全部片付いて行けるはずだ、その後は年々起きるもの少ないので、すべてこの一般の鉱害の復旧法によるような形で復旧されて行くというやうには考えられません。従つてその点につきましては、今おつしやつたような意味とは若干食い違つて来るわけであります。要するにこの法律は目先のものを先づ片付けまして、そこで鉱業法の原則に基く金銭賠償なり何なりとするもののが、それでは将来どうであるべきか、鉱業法を改正すべきか、或いは現状で行くか或いはそれとも別な補足的な立法をするかということは、わざわざ臨時立法として限定した目的しか持つておりませんけれども、将来に鉱業法の原則なり、或いはこういつたす。従つてこの法律においては單にい

○西田隆男君 今中島さんの言われたことは一つの考え方ですが、私は公聴会のときに青山博士と議論しました。青山博士のお考え方には、将来の日本の石炭の採掘の被害はだん／＼少くならないに過ぎない。しかし、その間に問題となるべきことでありまして、今私どもはそこまでのことは将来の問題として、差当りは考えておらないということを御了承願いたいと思います。

方で被害の復旧が考えられないのは、被害の復旧は完成されない、従って金額は相当に増すであろう。結局問題は予算に関連して来る。あなたのほうは百億くらいとされておるが、現状では、なんどんでも産えて来ることが考えられる。この中には勿論復旧をせずに放つて置いて殖えるのじやなくて、今後採掘されることによつて生じた被害を、鉱業法の規定によって生じ来る被害を別に分類しての復旧は困難である。従つて現在ある被害と新たに加つて来る被害とを併せ復旧しなければ、復旧にはならない。今から五年生ずる被害の復旧を、現鉱業法によつては不足するであろう金額も十年分を加えて、そろしてこの復旧の予算といふような二百何十億といふものだけを対象にして予算を取りれたら大変なことだ。これは何ほどになるか知りませんが、年々四億増えると答弁されているが、そのうち何ほどがこの鉱害の復旧の対象となつて残されるかわかりませんが、いずれにせよ何十%かは殖産するにまつておるという感覚を持つて、その基礎の上に立つて、この鉱害賠償の復旧事業費の予算を取りれる場合には、先方と交渉されなければならぬ折衝すれば、必ず金は足りないで復旧は不十分だ。被害者からも経営者からも

もいろいろな疑問が出ておると思いま
すが、全然復旧できないということになり、それを私は非常に恐れるから基本上的な問題について意見述べて見たいのです。そういう点も私どもの考え方としての本的な問題について意見述べて見たいのです。
が必ずしも公正妥当で間違いないとは私は考えません。それは資源庁としての専門的に研究され、学者の間にも論議があるようですから、的確な見通しをこの法案の審議の過程においてはもつと当委員会で御発言願えるように、大臣とよく相談されて御研究しておいて頂きたいと思います。
○委員長(竹中七郎君) それでは本日は鉛害の問題に関してはこの程度にいたしまして、いろいろこれに対する取り扱いに関しては、委員長におきまして、又理事会諸君と御相談の上、適当に図りたいと考えます。

○委員長(竹中七郎君) 通産大臣が見えられておりますから、先般栗山委員長からのお質問に対してお答えする關係になつておりますから、そちらのほうへ移りたいと思います。航空機製造法案を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないと認めます。航空機製造法案を議題いたします。

○国務大臣(高橋龍太郎君) お答えいたします。鐵法第九条と航空機製造法との関係について御説明をいたします。鐵法第九条第二項は、第一項の國権の発動たる戦争等の放棄を確保するための規定でありますから、政府が陸海空軍等の戦力を持つることを禁止しておるのであります。従つて民間の企業が生産を中心じて武器を製造するこ

と及び製造にかかる武器を需要者に引渡すまでの間所有すること自体は、第九条第二項で規定する範囲外の問題と存ずるのであります。

〔委員長退席、理事結城安次君委員

長席に着く〕

○栗山良夫君 そういたしますと、憲法第九条第二項にあります戦力を保持してはいかんということは、第一項を遂行するための手段としてとられておることであつて、その限りにおいては、いわゆる兵器或いは飛行機、その他兵器に将来使われるようなものも戦力として解釈していいわけでございませんか。

○政府委員(佐枝新一君) 只今大臣から御答弁のありました通り、第九条第二項は戦争の放棄ということを確保するための規定でございますから、政府が陸海空軍等の戦力を保持することを禁止しております。従いまして我が国民間の企業が注文に応じまして武器を製造するといふことは第九条に触れない、こう解釈しているのであります。

○栗山良夫君 それだから、触れる触れないは別としまして、仮に政府が作ることは別として、そういうような兵器を仮に所有するとすれば、これはやはり戦力を所有することになるのじやないですか。

○政府委員(佐枝新一君) ちよつとお話を趣旨 私わかりにくいのであります。御質問の趣旨は、政府が兵器等を所持することが第九条に触れるか触れないか、こういう御質問でございませんか。念のために。

○栗山良夫君 私は政府が、という感じやいけないと思うのですが、あなた

のほうが、民間がそういうものを作つたところで憲法には触れない、こういう工合におつしやるから、そこで私は遂行するための手段としてとられておることであります。その限りにおいては、いわゆる兵器或いは飛行機、その他の兵器に将来使われるようなものも戦力として解釈していいわけでございませんか。

○政府委員(佐枝新一君) その点は私も通産省の者としてこの法案に関連して、且つ先般御質問のございました兵器、航空機等の生産制限に関する件といふ令に関連しまして、要するに航空機製造法も、或いは航空機兵器等の生産制限に関する法令も、これは民間の企業においてこういうものを生産するという場合の規定でございますが、そういうような点についていろいろと検討いたしておりますが、お話をようやくな点につきましては或いは法務府その他とも然るべくそういう憲法問題に付いての公権的解釈をなし得る立場のあるものにお尋ね願いたいと存ずるのあります。

○栗山良夫君 今のお話は通産省として、通産行政の立場から民間において兵器を製造しても、憲法の第九条第二項による戦力の放棄には触れない、こういう説明であります。併しまあ、それ以上のこととは法務府に聞いてくれる。今御説明になつたよな程度では、私はちよつと理解しかねると思うのです。特に戦力、いわゆるウオームボテンシアルというものの定義は、

国土、人口、天然資源、各種の産業、施設並びに各計画等が包含されておる。戦力にはそういうものが含まれておるということは藤田嗣雄氏がやはり彼の著述で専門家として著わして、そのほか佐佐木惣一氏も日本国憲法論という中において、軍隊で持ち得る兵器、薬莢、爆弾、空軍や海軍で持ち得る航空機、船舶などの諸物又はこれらの中の製造をする施設は、第九条に言う戦力である。こういうふうに解釈しているわけであります。その他の、私ここに資料を持っておりますが、そういうものが、そういうものが戦力として認められるものだということになつております。従つて今私の申上げました趣旨は、どう理解できないので、そういうもの

を外すことが憲法上いいか悪いかといふことを私どもはつきりしておかなくてはならない、こう思うわけであります。従つて今私の申上げました趣旨は、どう理解できないので、そういうもののかたゞお出でを願いまして貴重な御意見を伺つたわけであります。そこで、先週土曜日ですか、アジア貿易に当時の中小企業小委員会といたしましては、そういう参考人の陳述をお聞きいたしまして後、できれば参議院におきまして、アジア貿易促進に関する決議案をこの通産委員会を中心になつて出すようにしたい、そういう動議を出しておつたのであります。まあ

一応、細かい内容の意見交換はいたしましたが、テーマだけは御賛成を願つておきたいところを申上げておいたのであります。非常に重要な問題であると思ひますから、さように御了解を願いたいと思います。

○理事(結城安次君) 栗山委員に申上げますが、これは通産当局としては憲法に触れないという解釈で出ておるの

うなことがあります。その他今言われておるような簡単な割切つた解釈にはなつていませんが、そういうのがあります。これは全部細かく出でおりますが、そういうのがありますので、私は疑問を持つたわけになります。そこで今のお話だけではあります。お話を聞くと、私は、私はちよつと了解しかねるのです。

○栗山良夫君 それで結構ですけれども、御質問の趣旨は、政府が兵器等は、政府が貯蔵しようが民間が貯蔵しようが、これは日本国の戦力というものが、これはひとつ委員長の手許において、

午後三時十五分懇談会に移ります。

午後三時三十九分懇談会を終る。

午後三時四十分散会

午後三時三十九分懇談会を終る。

午後三時四十分散会

午後三時三十九分懇談会を終る。

午後三時四十分散会

午後三時三十九分懇談会を終る。

午後三時四十分散会

午後三時三十九分懇談会を終る。

自転車競技法等の一部を改正する法律案

自転車競技法等の一部を改正する法律(自転車競技法の一部改正)

第一条 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次の

ようにより改正する。

第一条第二項中「前項に掲げる者(以下自転車競走施行者といふ。)」を「競輪施行者」に、「自転車競走」を「競輪」に改め、同条の次に次の二項を加える。

自治廳長官は、必要があると認めるときは、前項の規定により市町村を指定するにあたり、その指定に期限又は条件を附すことができる。

第一項に掲げる者(以下競輪施行者といふ。)以外の者は、勝者投票券(以下車券といふ。)その他の如きに類似するものを発売して、自転車競走を行つてはならない。

第二条中「自転車競走施行者」を「競輪施行者」に、「主務大臣」を「通商産業大臣」に改め、「この法律により、」を削る。

第三条及び第四条を次のように改める。

競輪の用に供する競走場を設置しようとする者は、命令の定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならぬ。

通商産業大臣は、前項の許可をしようとするときは、あらか

じめ、関係都道府県知事の意見を聞かなければならぬ。

都道府県知事は、前項の意見を述べようとするときは、命令の定めるところにより、あらかじめ、公聽会を開いて、利害關係人の意見を聞かなければならない。

通商産業大臣は、第一項の許可の申請があつたときは、申請に係る競走場の位置及び構造設備が公安上及び競輪の運営上適当であると認めるとき限り、その許可をすることができる。

競輪は、第一項の許可を受けた設置された競走場(以下競輪場といふ。)で行われなければならない。但し、通商産業大臣の許可を受けたときは、道路を利用して行なうことができる。

第四条 車券の発売又は第九条の規定による払戻金若しくは第九条の三の規定による返還金の交付用に供する施設を競輪場外に設置しようとする者は、命令の定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならぬ。

第五条中「前条の自転車競走場

並びに第一条の自転車競走に出場する選手及び使用自転車」を「競輪場、競輪の審判員、競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第五条の二 競輪施行者は、左の各号に掲げる事項につき命令で定める範囲をこえて、競輪を開催することができない。

一一 競輪場当りの年間及び月間開催回数

一一 一日の競走回数

一一 施行者当りの年間及び月間開催回数

一一 一日の競走回数

一一 競輪場当りの年間及び月間開催回数

一一 一日の競走回数

一一 競輪施行者は、競輪施行者

一 対して、各施行者間ににおける競輪開催の日取その他の競輪施行の調整に関し、必要な指示をすることができる。

二 通商産業大臣は、競輪施行者

一 対して、各施行者間ににおける競輪開催の日取その他の競輪施行の調整に関し、必要な指示をすることができる。

三 競輪施行者は、競輪場に「自転車競走」を「競輪」に改める。

四 第七条中「自転車競走施行者」を「競輪施行者」に、「勝者投票券」を「車券に改め、同条の次に次の二条を加える。

第七条の二 未成年者は、車券を購入し、又は譲り受けはならない。

第八条を次のように改める。

第八条 左の各号の一に該当する者は、当該各号に掲げる競輪について、車券を購入し、又は譲り受けはならない。

第二条 競輪の用に供する競走場を設置しようとする者は、命令の定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならぬ。

通商産業大臣は、前項の許可をしようとするときは、あらかじめ、公聽会を開いて、利害關係人の意見を聞かなければならない。

第五条中「前条の自転車競走場

二 競輪に關係する都道府県の公務員若しくは指定市町村の公務員又は自転車振興会の役員又は当該指定市町村の行う

競輪の選手にあつては、すべての競輪

並びに第一条の自転車競走に出場する選手及び使用自転車」を「競輪場、競輪の審判員、競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第五条の二 競輪施行者は、左の各号に掲げる事項につき命令で定める範囲をこえて、競輪を開催することができない。

一一 競輪場当りの年間及び月間開催回数

一一 一日の競走回数

一一 競輪場当りの年間及び月間開催回数

一一 一日の競走回数

一一 競輪施行者は、競輪施行者

一 対して、各施行者間ににおける競輪開催の日取その他の競輪施行の調整に関し、必要な指示をすることができる。

二 通商産業大臣は、競輪施行者

一 対して、各施行者間ににおける競輪開催の日取その他の競輪施行の調整に関し、必要な指示をすることができる。

三 競輪施行者は、競輪場に「自転車競走」を「競輪」に改める。

四 第七条中「自転車競走施行者」を「競輪施行者」に、「勝者投票券」を「車券に改め、同条の次に次の二条を加える。

第七条の二 未成年者は、車券を購入し、又は譲り受けはならない。

第八条を次のように改める。

第八条 左の各号の一に該当する者は、当該各号に掲げる競輪について、車券を購入し、又は譲り受けはならない。

第二条 競輪の用に供する競走場を設置しようとする者は、命令の定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならぬ。

通商産業大臣は、前項の許可をしようとするときは、あらかじめ、公聽会を開いて、利害關係人の意見を聞かなければならない。

第五条中「前条の自転車競走場

るときは、その端数は、切り捨てる。

前項の端数切捨によつて生じた金額は、競輪施行者の収入とする。

第九条の三 車券を発売した後、当該競走について左の各号の一に該当する事由が生じたときは、当該競走についての投票は、無効とする。

一 出走すべき選手がなくなり、又は一人のみとなつたことは、無効とする。

二 競走が成立しなかつたこと。

三 競走に勝者がなかつたこと。

四 競走が成立しなかつたこと。

五 競走に勝者がなかつたこと。

六 競走が成立しなかつたこと。

七 競走に勝者がなかつたこと。

八 競走に勝者がなかつたこと。

九 競走に勝者がなかつたこと。

十 競走に勝者がなかつたこと。

十一 競走に勝者がなかつたこと。

十二 競走に勝者がなかつたこと。

十三 競走に勝者がなかつたこと。

十四 競走に勝者がなかつたこと。

十五 競走に勝者がなかつたこと。

十六 競走に勝者がなかつたこと。

十七 競走に勝者がなかつたこと。

十八 競走に勝者がなかつたこと。

十九 競走に勝者がなかつたこと。

二十 競走に勝者がなかつたこと。

二十一 競走に勝者がなかつたこと。

二十二 競走に勝者がなかつたこと。

二十三 競走に勝者がなかつたこと。

二十四 競走に勝者がなかつたこと。

二十五 競走に勝者がなかつたこと。

二十六 競走に勝者がなかつたこと。

二十七 競走に勝者がなかつたこと。

二十八 競走に勝者がなかつたこと。

二十九 競走に勝者がなかつたこと。

三十 競走に勝者がなかつたこと。

三十一 競走に勝者がなかつたこと。

三十二 競走に勝者がなかつたこと。

三十三 競走に勝者がなかつたこと。

三十四 競走に勝者がなかつたこと。

三十五 競走に勝者がなかつたこと。

三十六 競走に勝者がなかつたこと。

三十七 競走に勝者がなかつたこと。

三十八 競走に勝者がなかつたこと。

三十九 競走に勝者がなかつたこと。

四十 競走に勝者がなかつたこと。

四十一 競走に勝者がなかつたこと。

四十二 競走に勝者がなかつたこと。

四十三 競走に勝者がなかつたこと。

四十四 競走に勝者がなかつたこと。

四十五 競走に勝者がなかつたこと。

四十六 競走に勝者がなかつたこと。

四十七 競走に勝者がなかつたこと。

四十八 競走に勝者がなかつたこと。

四十九 競走に勝者がなかつたこと。

五十 競走に勝者がなかつたこと。

五十一 競走に勝者がなかつたこと。

五十二 競走に勝者がなかつたこと。

五十三 競走に勝者がなかつたこと。

五十四 競走に勝者がなかつたこと。

五十五 競走に勝者がなかつたこと。

せず、又はそのうちいずれか一人のみが出走したこと。
入場者以外の者に対し発売した車券の発売金額の全部又は一部を、天災地変その他やむを得ない事由に因り、入場者に対し発売した車券の発売金額と合計することができなかつたときは、入場者以外の者の投票であつて合計することができなかつたものは、無効とする。
前四項の場合においては、当該車券を所持する者は、競輪施行者に対し、その車券と引換にその額面金額の返還を請求することができる。
第九条の四 第九条の規定による払戻金及び前条の規定による返還金の債権は、三十日間行わないときは、時効によつて消滅する。
第十条第一項を次のように改め
競輪施行者は、車券の売上金の額から第九条の規定による払戻金の額を控除した残額を自己の収入とするものとする。
第十条第二項中「自転車競走」を「競輪」に、「自転車競走施行者は、車券の売上金の額の百分の四に相当する金額を、自己の収入とすべき金額のうちから、命令の定めるところにより、国庫に納付しなければならない事由に因り、入場者に対し発売した車券の発売金額と合計することができなかつたときは、無効とする。

ならない。但し、車券の売上金額の額が命令の定める一定の金額に達しないときは、政府は、命令の定める期間内に限り、命令の定めるところにより、国庫に納付すべき金額を軽減し、又は免除することができる。

政府は、毎会計年度、前項の規定による納付金に係る歳入予算額の三分の一に相当する金額を、予算の定めるところにより、自転車の改良、増産、輸出の増加、国内需要の本足及びこれらに関連する必要な経費に充てるものとする。

第十四条 通商産業大臣は、競輪場内の秩序を維持し、競輪の公正又は安全を確保し、その他他の法律の施行を確保するため必要な命令を下すことができる。
第十五条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度内において、競輪施行者、自転車振興会、自転車振興会連合会又は競輪場若しくは場外車券売場の所有者に対する命令を下すことができる。
競輪場若しくは場外車券売場の所有者に対し、競輪の開催、終了及び会計その他の必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは競輪場若しくは場外車券売場に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。
前項の規定により立入検査をする場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

会、自転車振興会連合会若しくは競輪場若しくは場外車券売場の所有者又はその役員が、この法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く处分に違反し、又はその関係する競輪につき公益に反し、若しくは公益に反する虞のある行為をしたときは、当該自転車振興会、自転車振興会連合会又は競輪場若しくは場外車券売場の所有者に対する限又は当該役員を解任すべき旨を命ずることができる。

通商産業大臣は、前二項の規定による処分をしようとする場合には、これらの規定に掲げる者に対し、あらかじめ、その旨を通知して、自己に有利な試挽を提出し、弁明する機会を与えなければならない。但し、緊急の必要によりこれらの処分をしようとするときは、この限りでない。

第十七条 通商産業大臣の諮問に応じて、競輪場の設置の許可その他の競輪の運営に関する重要な事項について調査審議するため、通商産業省に競輪運営審議会を置く。

競輪運営審議会は、会長一人及び委員十五人以内をもつて組織する。

会長及び委員の任期は、二年とする。但し、補欠の会長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

会長及び委員は、再任されることがである。

会長及び委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。
会長及び委員は、非常勤とする。
前各項に定めるものの外、譲事の手続その他競輪運営審議会の運営に関し必要な事項は、命令で定める。
第十八条 左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第一条第三項の規定に違反した者
二 競輪に関する、勝者投票類似の行為をさせて財産上の利益を圖つた者
第十九条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第八条各号の一に該当する者であつて当該各号に掲げる競輪に関する前条第二号の違反行為の相手方となつたもの
二 業として車券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定多数の者から車券の購入の委託を受けた者
第二十条 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
一 第八条の規定に違反した者
二 第十八条第一号の違反行為

の相手方となつた者
三 第八条各号の一に該当する者であつて當該各号に掲げる競輪以外の競輪に關し第十八条第二号の違反行為の相手方となつたもの又は第八条各号に掲げる者以外の者であつて第十八条第二号の違反行為の相手方となつたもの

第十九条 第七条の二又は第八条の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により車券の購入又は譲受を禁止されいる者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者（その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者）は、五万円以下の罰金に処する。

第二十二条 第十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十三条 自転車振興会若しくは自転車振興会連合会の役員若しくは職員又は競輪の選手が、その職務又は競走に関し賄ひ、又はこれを要求し、又はこれを賄ひ、又は免除することができる。

第二十五条 前二条の場合において、収受した賄ひは、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十六条 第二十三条规定する賄ひを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 偽計又は威力を用いて競輪の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 競輪においてその公正を害すべき方法による競走を共謀した者は、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 前条に掲げる役員若しくは職員又は選手にならうとする者が、その担当すべき職務又は行べき競走に関して詐託を受けて賄ひを収受し、又はこ

れを要求し、若しくは約束したときは、同条に掲げる役員若しくは職員又は選手となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

前条に掲げる役員若しくは職員又は選手である者が、その在職中請託を受けてその職務又は競走に關して不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關して、賄ひを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第二十九条 前二条の場合において、収受した賄ひは、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 自治庁長官は、必要があると認めるときは、この法律施行後六十日以内にこの法律施行の際現に自転車競技法第一条第一項の規定により受けている指定に期限又は条件を附すことができる。

3 改正後の自転車競技法第一条第二項及び前項中「自治庁長官」とあるのは、自治庁設置法（昭和二十七年法律第一号）が施行されるまでの間は、「地方財政委員会」と読み替えるものとする。

4 この法律施行の際現に自転車競技法第五条の規定により登録されている自転車競走場は、改正後の自転車競技法第三条第一項の許可を受けて設置されたものとみなす。

5 この法律施行の際現に自転車競走場の外部に設置されている勝者投票券の発売又は勝者投票券についての払戻金若しくは返還金の交付の用に供する施設であつて、この法律施行前六箇月以内に自転車

十五年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の但書を加える。
但し、勝車投票券の売上金額が省令の定める一定の金額に達しないときは、政府は、省令の定める期間内に限り、省令の定めるところにより、国庫に納付すべき金額を輕減し、又は免除することができる。

附 則

1 この法律施行前に生じた勝者投票券についての払戻金又は返還金の債権の時効期間については、なお從前の例による。

2 この法律施行の際現に改正前の自転車競技法第十二条第二項の規定により設置されたものとみなす。

3 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この法律施行前に設置されたものとみなす。

5 この法律施行前に生じた勝者投票券についての払戻金又は返還金の債権の時効期間については、なお従前の例による。

6 この法律施行前に生じた勝者投票券についての払戻金又は返還金の債権の時効期間については、な

届出に係るものは、この法律施行後六箇月間は、改正後の自転車競技法第四条第一項の許可を受けて設置されたものとみなす。

7 この法律施行前に設置されたものとみなす。

8 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第一号）の一部を次のように改正する。

10 この法律施行の際に通商産業省審議会（自転車競走場の設置の許可その他自転車競走の運営に関する重要事項を調査審議すること）が廃止されないときは、同項中「通商産業省設置法（昭和二十七年法律第一号）」とあるのは「通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二百二号）」と「第二十四条第一項」とあるのは「第二十二条第一項」と読み替えるものとする。